

## 資 金 調 達

### 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	3,071,834	33.2	3,610,573	38.0
定期性預金	6,193,353	66.8	5,889,974	62.0
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	9,265,187	100.0	9,500,547	100.0

### 財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	—	—

### 預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	6,833,693	77.9	7,056,560	71.9
法人	1,939,556	22.1	2,764,579	28.1
一般法人	1,239,321	14.1	1,577,837	16.1
金融機関	2,026	0.0	52,766	0.5
公 金	698,209	8.0	1,133,976	11.5
合 計	8,773,250	100.0	9,821,139	100.0

### 定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	5,275,812	5,600,822
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	122,450	143,670
合 計	5,398,263	5,744,492

## 資 金 運 用

### 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	209,919	2.0	155,314	2.8
証書貸付	4,795,228	91.9	5,220,867	92.7
当座貸越	300,230	6.1	254,889	4.5
合 計	5,305,378	100.0	5,631,071	100.0

### 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —
地 方 債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	— —	— —
短期社債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	50,309 —	— —
株 式	令和元年度末 令和2年度末	24,450 24,450	— —	— —	— —
外国証券	令和元年度末 令和2年度末	— —	60,210 60,120	— —	— —
その他の証券	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	令和元年度末 令和2年度末	24,450 24,450	60,210 60,210	— 50,309	— —

### 有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	—	—	25,098	22.9
株 式	24,450	38.5	24,450	22.2
外国証券	39,027	61.5	60,209	54.9
その他の証券	—	—	—	—
合 計	63,477	100.0	109,758	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

### 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金 積 金	令和元年度	90,623	1.6	—
	令和2年度	83,139	1.4	—
有 価 証 券	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
動 産	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
不 動 産	令和元年度	2,575,266	46.3	—
	令和2年度	2,981,431	51.2	—
そ の 他	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
小 計	令和元年度	2,665,890	48.0	—
	令和2年度	3,064,571	52.7	—
信 用 保 証 協 会・信用保険	令和元年度	89,330	1.6	4,844
	令和2年度	149,926	2.6	4,653
保 証	令和元年度	2,068,390	37.2	1,060
	令和2年度	1,962,275	33.7	454
信 用	令和元年度	738,176	13.3	—
	令和2年度	643,371	11.1	—
合 計	令和元年度	5,561,787	100.0	5,904
	令和2年度	5,820,144	100.0	5,107

資金運用

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利貸出	2,225,902	2,040,474
変動金利貸出	3,335,885	3,779,670
合 計	5,561,787	5,820,144

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,263,397	44.3	1,018,577	38.3
住宅ローン	1,587,946	55.7	1,639,743	61.7
合 計	2,851,343	100.0	2,658,320	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,197,462	39.5	2,023,858	34.8
設 備 資 金	3,364,325	60.5	3,796,285	65.2
合 計	5,561,787	100.0	5,820,144	100.0

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	224,884	4.0	207,635	3.6
農 業、林 業	53,024	1.0	49,447	0.8
漁 業	25,014	0.4	18,429	0.3
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	82,007	1.5	74,910	1.3
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	572,267	10.3	782,608	13.4
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	566	0.0	—	—
卸 売 業、小 売 業	250,762	4.5	258,683	4.4
金 融 業、保 険 業	1,202	0.0	44,698	0.8
不 動 産 業	565,274	10.2	691,604	11.9
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	3,000	0.1	—	—
飲 食 業	53,314	1.0	97,430	1.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	115,819	2.1	123,599	2.1
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	78,660	1.4	96,965	1.7
そ の 他 の サ ー ビ ス	128,192	2.3	117,529	2.0
そ の 他 の 産 業	11,236	0.2	—	—
小 計	2,165,227	38.9	2,563,540	44.0
国・地 方 公 共 団 体 等	545,217	9.8	464,397	8.0
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	2,851,343	51.3	2,792,205	48.0
合 計	5,561,787	100.0	5,820,144	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和元年度末		令和2年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	3,727	△ 6,870	2,437	△ 1,290
個別貸倒引当金	13,120	△ 10,520	12,073	△ 1,046
合 計	16,847	△ 17,391	14,511	△ 2,336

(注) 当組は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。



サンメッセ日南

# 経営内容

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	17,862	4,742	13,120	17,862	100.0	100.0
	令和2年度	16,815	1,742	12,073	13,815	82.2	80.1
危険債権	令和元年度	0	0	0	0	0.0	0.0
	令和2年度	0	0	0	0	0.0	0.0
要管理債権	令和元年度	33,600	13,358	196	13,554	40.3	1.0
	令和2年度	31,562	12,406	184	12,590	39.9	1.0
不良債権計	令和元年度	51,463	18,100	13,317	31,417	61.0	39.9
	令和2年度	48,377	14,148	12,257	26,405	54.6	35.8
正常債権	令和元年度	5,524,674					
	令和2年度	5,783,779					
合 計	令和元年度	5,576,137					
	令和2年度	5,832,156					

- ① 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ③ 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- ④ 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- ⑤ 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- ⑥ 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- ⑦ 金額は決算後(償却後)の計数です。

## リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)
破綻先債権	令和元年度	17,862	4,742	13,120	100.0
	令和2年度	16,815	1,742	12,073	82.2
延滞債権	令和元年度	0	0	0	0.0
	令和2年度	0	0	0	0.0
3か月以上延滞債権	令和元年度	33,600	13,358	196	40.3
	令和2年度	31,562	12,406	184	39.9
貸出条件緩和債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
合 計	令和元年度	51,463	18,100	13,317	61.0
	令和2年度	48,377	14,148	12,257	54.6

- ① 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- ② 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- ③ 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
- ④ 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
- ⑤ 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- ⑥ 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- ⑦ 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- ⑧ これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。



都井岬火祭り

## 法令遵守の体制

### ■法令遵守体制

「コンプライアンス」（法令等遵守）とは、金融機関の役職員として、その社会的責任と公共的使命を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」に基づきコンプライアンス統括部署を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布するとともに、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

さらに、全役職員に金融コンプライアンス・オフィサー2級認定資格、金融個人情報保護オフィサー認定資格取得を奨励するなど、法令等遵守の重要性の認識及びレベルアップを図りながら、体制の確立を目指しております。

## 報酬体系について

### ■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」のみとなっております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### (2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬	9,408

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は3名です（期中に退任した理事3名、監事1名・就任した理事1名、監事1名）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」となっております。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### ■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員（非常勤役員を除く）に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### ■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または管理部<sup>(※1)</sup>にお申し出ください。

#### 【宮崎県南部信用組合管理部】

電 話：0987-27-3005<sup>(※1)</sup>

受 付 日：月曜日～金曜日

（祝日及び組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください<sup>(※2)</sup>。

ホームページアドレス：<http://www.m-nanbu.shinkumi.jp/><sup>(※2)</sup>

### ■紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

福岡県弁護士会 紛争解決センター

・天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

・北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

・久留米センター（電話：0942-30-0144）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください<sup>(※1)</sup>。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等に照会ください。

#### 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日

（祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

## リスク管理体制 一定性的事項

### ■自己資本調達手段の概要

発行主体	宮崎県南部信用組合	宮崎県南部信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的 永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	121百万円	200百万円
償還期限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

(注) 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等より構成されております。

### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保てる水準にあると評価しております。

### ■信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。
管理体制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役職員に理解と遵守を促すことにより信用リスクの管理を徹底しております。
評価・計測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、大口与信先等の管理など様々な角度から分析を行っております。

### ●貸倒引当金の計算基準

個別貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。

### ●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスクウェイトの判定に使用している内外の適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。

- ①株式会社日本格付研究所（JCR）
- ②S&Pグローバル・レーティング（S&P）

### ●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

### ●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、一般保証などが該当します。当組合では、融資案件に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

### ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし
--------

### ●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし
--------

### ■オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、または外生的事象に起因することから当組合が損失を被るリスク」としております。
管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対して管理体制や管理方法に関する基本方針を定めております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測については基礎的手法を採用することとし、体制を整備しております。また、これらのリスクについてはリスク管理委員会において協議・検討を行っております。

### ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合では基礎的手法を採用しております。

### ■協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	時価評価にかかる損失等のリスクであり、当組合では出資金等が該当します。
管理体制	当組合が保有する出資金等につきましては当組合が定める余裕は金運用規程などに基づいた適正な運用を行っており、その状況については適宜経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表や運用報告を基に評価するとともに自己査定における時価評価を行っております。なお、当該取引に係る会計処理については当組合有価証券運用基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

### ■金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合では定期的な評価・計測を行い、リスク管理委員会でストレステスト等により、適宜、対応を講じる体制としております。
評価・計測	当組合では、NBAシステムを採用し、金利リスクを算出しております。

●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

(単位：百万円)

- (1) ΔEVEについては、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。
- (2) コア預金については、流動性預金額の50%相当額とし、期間を0～5年に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。  
(金融庁が定める保守的な前提)
- (3) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- (4) ΔEVEの集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。

- 註1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	148	98	19	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	8
3	スティープ化	97	93		
4	フラット化	0			
5	短期金利上昇	25			
6	短期金利低下	0			
7	最大値	148	98	19	8
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	337		338	

リスク管理体制 一定量的事項

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実の状況P.10をご参照ください

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	4,890	196	5,362	214
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	4,885	195	5,358	214
(i) ソブリン向け	8	0	5	0
(ii) 金融機関向け	623	25	763	31
(iii) 法人等向け	878	35	1,122	45
(iv) 中小企業等・個人向け	861	34	809	32
(v) 抵当権付住宅ローン	131	5	131	5
(vi) 不動産取得等事業向け	521	21	622	25
(vii) 三月以上延滞等	24	1	17	0
(viii) 出資等	24	1	24	1
出資等のエクスポージャー	24	1	24	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	59	2	59	2
(xi) その他	1,751	70	1,801	72
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式				
マンドート方式				
蓋然性方式 (250%)				
蓋然性方式 (400%)				
フォールバック方式 (1,250%)				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	268	11	267	11
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	5,159	206	5,627	225

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセットの額 × 4 %  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。  
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉 
$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4 %

**信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）**

**信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）**

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		その他			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製 造 業	241	220	241	220	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	91	90	91	90	-	-	-	-	4	4
漁 業	32	24	32	24	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	92	86	92	86	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	573	838	573	788	-	50	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	4	4	4	4	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	301	300	301	300	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	4,187	6,624	3	46	60	60	4,124	6,518	-	-
不 動 産 業	587	694	587	694	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	68	113	68	113	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	179	175	179	175	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	79	97	79	97	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	141	179	141	179	-	-	-	-	15	11
その他の産業	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	545	464	545	464	-	-	-	-	-	-
個 人	2,625	2,552	2,625	2,552	-	-	-	-	5	5
そ の 他	501	529	-	-	-	-	501	529	-	-
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>10,261</b>	<b>12,989</b>	<b>5,576</b>	<b>5,832</b>	<b>60</b>	<b>110</b>	<b>4,625</b>	<b>7,047</b>	<b>24</b>	<b>20</b>
1 年 以 下	5,669	4,955	2,018	2,089	-	-	3,651	2,866	-	-
1 年 超 3 年 以 下	1,504	3,645	1,084	1,025	60	60	360	2,560	-	-
3 年 超 5 年 以 下	704	1,736	704	736	-	-	-	1,000	-	-
5 年 超 7 年 以 下	537	880	537	830	-	50	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	897	1,029	897	1,029	-	-	-	-	-	-
10 年 超	234	98	234	98	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	716	646	102	25	-	-	614	621	-	-
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>10,261</b>	<b>12,989</b>	<b>5,576</b>	<b>5,832</b>	<b>60</b>	<b>110</b>	<b>4,625</b>	<b>7,047</b>		

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。また、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。  
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

**一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額**

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	目的使用		その他		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	4	4	-	-	-	-	0	0	4	4	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	-	-	-	-	9	0	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	9	13	-	-	-	-	0	0	13	12	-	-
合計	13	17	0	0	0	0	10	1	17	16	0	0

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	815	-	774
10%	-	85	-	148
20%	-	4,120	-	6,515
35%	-	374	-	377
50%	-	-	-	-
75%	-	1,341	-	1,270
100%	-	3,445	-	3,833
150%	-	60	-	55
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
合計	-	10,244	-	12,975

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	139	123				

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。



派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

■貸借対照表計上額及び時価等

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	68	—	68	—
合 計	68	—	68	—

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区 分	令和元年度末	令和2年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	25,454	29,399
独立行政法人 住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	25,454	29,399

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

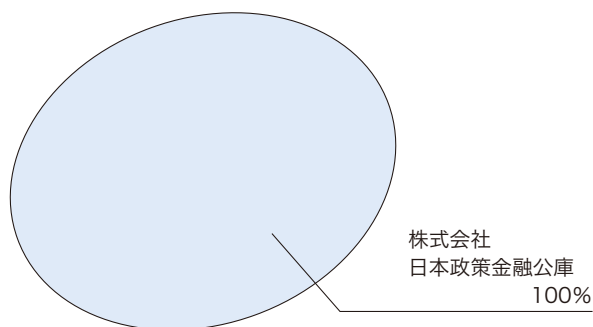
公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

■令和2年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第39期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月24日

宮崎県南部信用組合  
理事長 松本 健二

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」等につきましては、会計監査人の監査によらず、当組合監事による監査を受けております。

手数料一覧

(令和3年6月30日現在)

種 類		組 合 員	一 般
振 込	窓口利用	同一店内	3万円未満 220円 3万円以上 220円
		他行あて	3万円未満 660円 3万円以上 880円
	ATM利用		同一店内
		他行あて	3万円未満 330円 3万円以上 550円
送金	同一店内		220円
	他行	電信扱	880円
代 金 取 立	同一店内		無料
	他 行	同一交換所における手形	220円
		その他地域	至急扱 880円 普通扱 880円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料		880円
種 類			料 金
当座預金	小切手帳	1冊 (50枚)	660円
	約束手形帳	1冊 (50枚)	880円
自己宛小切手			550円
通帳証書等再発行			1,100円
カード再発行			1,100円
証明書発行手数料	残高証明書	1通	330円
	融資証明書	1通	330円
	その他証明書	1通	1,100円
ATM手数料 (払戻1回につき)		当組合カード	県内信用組合
平日18時まで (土曜14時まで)		無料	110円
平日18時以降 (土曜14時以降)		無料	220円
日曜日・祝日 (出金のみ)		110円	220円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。  
(ロ) 手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務  
(ロ) 代理業務  
(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務  
(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務  
(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

内国為替取扱実績

(単位：千円)

区 分	令和元年度末		令和2年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	3,586	2,568,924	3,185	2,138,183
	他の金融機関から	9,325	1,828,773	10,243	2,531,125
代金取立	他の金融機関向け	38	22,332	26	22,201
	他の金融機関から	82	392,736	68	432,284

当組合の子会社

該当事項なし



堀川運河



鵜戸神宮